

「三重の木づかい条例（仮称）中間案」に対する三重県市長会からの意見及び当検討会の考え方（案）

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
1	全般	松阪市	<p>今般、三重県農林水産部から、市町に対して、「森林環境創造事業の実施状況と今後の環境林整備の進め方について」の協力要請があり、県単独事業である森林環境創造事業の財源を確保することが難しいという理由で、市町に交付される森林環境譲与税をもって充てたいとのことであった。</p> <p>執行部と議会の立場の違いというものはあるが、木づかい条例で県産材の需要を広げる一方、前述の既存事業については財源不足を理由に市町の財政負担を要請するというので、県としての整合性を図るべきと考える。</p>	御意見は委員間で共有し、県の森林・林業施策に対する監視・評価など、議員活動の参考にさせていただきます。

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
2	全般	尾鷲市	木材の利用促進や森林教育を普及させるために条例を制定するのであれば、県としての「立場」と「果たすべき責務」を明確化し、市町等の「立場」との差別化をされたい。	本条例では、「県の責務」（第4条）として関係主体と協働・連携し、基本理念にのっとり、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定・実施する責務を有することを規定するとともに、県の取組として基本的施策（第3章）や施策の推進（第4章）について規定しています。また、県以外の関係主体の責務規定では、各主体の自主性を尊重し、「努めるものとする」としているのに対し、「財政上の措置」（中間案における第19条）以外の県が主体となる規定については、「ものとする」や「努めなければならない」という表現により、他の規定より義務の度合いを高めています（「財政上の措置」については、他の県条例との均衡も考慮し、県執行部において予算上の事情に応じて柔軟に対応できるようにするため、「努めるものとする」としています。）。なお、市町に対しては、県として協働を求めていく規定（第11条）を設けることとします。
3	全般	尾鷲市	第7条～第10条の見出しについて、条文の中には「実施するよう努める」、「積極的に努める」と規定されており、努力義務であるならば責務ではなく役割でよいのではないか。第4条で県の責務が規定されているため、1つ落としてもよいのではないか。	本条例と内容が密接に関連する三重の森林づくり条例において、いずれの関係主体についても責務規定が設けられていることとの整合を図るため、本条例においても、いずれの関係主体についても責務規定を設けることとしています。なお、他の県条例においても、本文で「努めるものとする」としつつ、見出しを「責務」としている例は少なくないところです。

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
4	全般	亀山市	<p>木づかい条例については、その主旨は賛同できる。</p> <p>平成 31 年から、新たな森林経営管理制度が始まったが、県の森林林業施策との中長期的な補完、整合を取った検討をお願いしたい。</p> <p>例えば、森林環境創造事業の厳しい財源などの状況を踏まえるなど、執行部と議会の整合を十分はかられたい。</p> <p>一方、既に公共建築物における木材利用の促進に関する法律(平成 22 年)を受け、県下 29 市町が木材利用方針を策定し、進めている現状にある。市町での実効性が高まる様、公共建築物にとどまらず、県産材住宅建築・家具などの利用にもつながる施策や財源の仕組みについても、検討をお願いしたい。</p>	<p>本条例の主旨への御賛同、ありがとうございます。</p> <p>本条例では、公共建築物における木材利用だけでなく、それ以外の分野における木材利用も推進することとしており、県の基本的施策としても位置付けています（中間案における第 15 条第 2 号・第 3 号参照）。</p> <p>森林経営管理制度に関する御意見は、委員間で共有し、県の森林・林業施策に対する監視・評価など、議員活動の参考にさせていただきます。</p>
5	全般	熊野市	<p>国においては、非公共建築物への木材利用の促進に向けた動きが強まっています。この条例においても国の動向を踏まえて、非公共建築物への木材利用促進を念頭においた規定を積極的に盛り込むよう求めます。</p>	<p>本条例では、公共建築物における木材利用だけでなく、それ以外の分野における木材利用も推進することとしており、県の基本的施策としても位置付けています（中間案における第 15 条第 2 号・第 3 号参照）。</p>

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
6	全般	いなべ市	<p>事業者の定義が曖昧</p> <p>何故、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係事業者と区別する必要があるのか理解に苦しみます。法律のように「事業者」の一括りで良いように感じます。条例第 15 条 5 号では「関係事業者」と一括りの表記がある一方、条例第 18 条では逆に事業者の羅列が見られ、「…教育関係者等、並びに県民及び事業者…」と等が意味なく登場します。</p>	<p>本条例では、他県の条例の構成も参考に、木材利用の推進にそれぞれの立場で大きな役割を有する「森林所有者等」、「林業事業者」、「木材産業事業者」、「建築関係事業者」及び「教育関係者等」について、一般的な「県民及び事業者」とは別に責務規定を設けることで、それぞれの立場に応じた役割が十分に発揮されることを期待しています。</p> <p>「関係事業者等」と個々の事業者等の羅列が混在しているとの御指摘については、中間案における第 15 条第 5 号は中間案における第 18 条等の他の規定とは異なり「森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等」のみが対象であるため「関係事業者等」と括ったほうがわかりやすいのではないかと考えたものですが、御意見を踏まえ、他の規定との統一性を重視し、中間案における第 15 条第 5 号中の「関係事業者等（森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等をいう。）」を「森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等」に改めます。</p>

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
7	前文	松阪市	<p>「人に優しく、また、再生可能で二酸化炭素を貯蔵する機能を有するなど環境への負荷が少ない資源である県産材をはじめとする木材」という部分について、地球温暖化の抑制に向け、森林は、国際協定においてCO₂吸収源として貢献度の高いカーボンニュートラルな資源として評価、期待されている。</p> <p>県土の2/3を森林で占める三重県においても、低炭素社会実現に向けた取り組み方針等について、本条例（または三重の森林づくり条例）の中で、条文として追記すべきである。</p>	<p>木材利用の推進が地球温暖化の防止につながることは、前文において、御指摘の「二酸化炭素を貯蔵する機能を有する機能を有する（……）県産材をはじめとする木材」という部分のほか、「木材を利用することは、（……）地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながる」と謳い、また、第1条で地球温暖化の防止を含む森林の多面的機能の持続的な発揮に資することを本条例の目的の一つとして位置付けており、本条例として地球温暖化の防止のためにも木材利用を推進するという姿勢を打ち出しています。</p> <p>なお、三重県地球温暖化対策推進条例においても、「森林の整備及び保全」（第13条）が位置付けられています。</p>
8	前文	尾鷲市	<p>前文中の「究極的」という表現に違和感を覚えるので、除くことを検討されたい。</p> <p>究極までいかなくとも、今の時代背景においては十分寄与することは、常識的にとらえられるのではないか。言葉の違和感を覚える。</p>	<p>御意見を踏まえ、前文中の「究極的には」を「とりわけ」に改めることとします。</p>

9	前文	いなべ市	<p>木材の定義を始めに規定すべき</p> <p>前文で「県産材をはじめとする木材（以下単に「木材」という。）」としておきながら、前文末尾で「・・・木材、その中でも県産材を最も優先して利用する。」</p> <p>これを合わせますと、「県を挙げて木材利用の推進を図り、木材（県産材をはじめとする木材）、その中でも県産材を最も優先して使用する・・・」となり、県産材が重複することになります。</p> <p>前文、11行目、「・・・様々な分野で木材や木製品に代わりその他の素材や製品が使用され、・・・」、製品を定義づける修飾語がありません。「・・・その他の素材やその製品・・・」とするか「・・・その他の素材や木製以外の製品・・・」とするか、前文5行目、木材の定義の中で、「県産材をはじめとする木材、及び木製品（以下単に木材という）」のように、「木材」の中に木製品も含めてしまっては如何でしょうか？</p>	<p>「木材、その中でも県産材を最も優先する」という表現については、「木材」を「県産材をはじめとする木材」に置き換えると、「県産材をはじめとする木材、その中でも県産材を最も優先する」となり、確かに「県産材」という用語は2回出てくることにはなりますが、「県産材を含む木材全体の中で県産材を最優先とする」という趣旨であり、意味として重複しているとは考えておりません。</p> <p>「その他の素材や製品が使用され」という表現については、「その他の」という修飾語が「素材」及び「製品」にかかっているという整理でしたが、御意見を踏まえ、用語の明確化という観点から、「木材」及び「県産材」の定義の中に「木製品」も含まれるようにいたします。</p> <p>具体的には、前文第2段落中「県産材をはじめとする木材（以下単に「木材」という。）」を「県産材をはじめとする木材（これを使用した木製品を含む。以下単に「木材」という。）」に改めるとともに、第2条第1号の「県産材」の定義も「三重の森林づくり条例第二条第三号に規定する県産材（これを使用した木製品を含む。）をいう。」に改め、それらに伴い、第2条第2号中の「(木材を使用した木製品を使用することを含む。)」、中間案における第9条中の「(木材を使用した木製品を含む。)」及び中間案における第15条第6号中の「(県産材を使用した木製品を含む。以下この号において同じ。)」を削るこ</p>
---	----	------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
				ととします。また、前文中の「木材や木製品に代わり他の素材や製品が使用され」については、「木材に代わり他の素材等が使用され」と改めることとします。
10	前文	いなべ市	<p>公共建築物とは国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条1項）です。</p> <p>前文、19行目の「・・・県・市町等が整備する・・・」の等は不要と思われます。</p>	<p>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条第1項に規定する「公共建築物」には、「国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物」（第1号）のほか、「国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの」（第2号）が含まれており、前文中の「県、市町等」の「等」には、後者に該当する公共建築物を整備する学校法人や社会福祉法人などを想定しています。</p>
11	第一条 （目的）	伊賀市	<p>目的については賛同する。ただし、南北に長く地域の独自性に大きな差異のある三重県においては、それぞれの独自性を発揮した地方創生を進めるため、理念条例にとどめるべきである。</p>	<p>目的への御賛同、ありがとうございます。</p> <p>本条例は、木材利用の推進に向けて、県が行うべき取組について規定するほか、木材利用に関係する各主体が、地域の特性を含め、それぞれの立場に応じた役割を果たしていただくための理念的な規定を整備するものであり、県以外の主体に具体的な義務を課すようなものではないと考えています。</p>

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
12	第二条 (定義)	熊野市	<p>県産材については、三重の森林づくり条例第2条第3号により「三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。」と定義されています。当地においては優良大径材に特化した全国的にも評価の高い原木市場を擁していますが、県内のみならず和歌山県からも高品質の良材を集めており、全体取扱量の2～3割を県外産材が占めています。これら県外産材の確保は、競争力のある魅力あふれる市場を維持するための努力によるものであり、和歌山県、奈良県に接する地理の事情からも極めて自然なことだと考えています。</p> <p>また、熊野原木市場だけでなく、県内各地の製材工場でも移入材を加工している現状がありますので、県産材と移入材を一体的に取り扱う必要があると考えられます。</p> <p>したがって、県産材のみに対する支援に限定するのではなく、県内の市場で販売される県外産材についても「三重の森林づくり条例第2項第3号に規定する県産材及びこれと一体的に取り扱われる木材」として利用の推進や支援の対象とするよう求めます。</p>	<p>本条例では、本県の森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域振興における重要性という観点から、県産材の利用を最も優先して推進することとしていますが、県内で県外産材が多く流通している実態等も踏まえ、県産材だけでなく木材全般を利用推進の対象としているところです。</p>

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
13	第二条 (定義)	いなべ市	県産材の定義は始めに規定すべき 条例第 15 条 6 号で県産材の定義が出てきますが、木材の定義も含め前文でしておくべきと感じます。	中間案における第 15 条第 6 号における「県産材（県産材を使用した木製品を含む。）」という定義は、あくまで同号に限った定義という整理でしたが、用語の明確化という観点から、他の条文における「県産材」についても県産材を使用した木製品を含むこととし、第 2 条第 1 号の「県産材」の定義を「三重の森林づくり条例第二条第三号に規定する県産材（これを使用した木製品を含む。）をいう。」に改めることとします。
14	第三条 (基本理念)	松阪市	第 3 条第 1 号において、「三重の森林づくり条例と相まって、県産材の利用を最も優先して推進するとともに、森林資源の循環利用を図る」とあるが、県産材のさらなる利用、需要拡大を図り、森林資源の循環利用につなげていくためにも、県産材の利用に焦点を絞った条文にすべきである。	本条例では、木材全般を利用推進の対象としつつも、本県の森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域振興における重要性という観点から、県産材の利用を最も優先して推進することとしています。 第 3 条第 1 号は、「森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資する」という本条例の目的に応じた基本理念として位置付けており、その一部として「県産材の利用を最も優先して推進する」ことを掲げています。なお、「県産材の利用を最も優先して推進すること」については、前文や中間案における第 13 条（木材利用方針）においても明記しており、また、県の率先利用（中間案における第 14 条）の対象は県産材としています。

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
15	第三条 (基本理念)	熊野市	<p>第3条第2号で「近接した地域にある森林から生産された木材の優先的な利用」の努力義務を規定していますが、当市のように地元での木材需要が小さい一方で、豊富な森林資源が有する地域では難しい問題を課せられることとなります。</p> <p>木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制する目的に対し、地域産材を地域外へ流通・販売させていくことの比重を軽く見ていると評価されるおそれがあります。県産材を利用することがうたわれている以上、いたずらにこの規定を盛り込むことで県内の地域間不和を煽る必要はないのではないのでしょうか。削除することが相当であると強く要望いたします。</p>	<p>第3条第2号では、木材利用の推進を環境への負荷の軽減に寄与するよう行うことの例示として、木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制するよう消費地からできる限り近接した地域にある森林から生産された木材の優先的な利用に努めるとい、いわゆる「ウッドマイレージ」の考え方を示しています。このことは、本条例で利用推進を図る木材の中では外国産材の優先度が低くなることも含意しており、本条例の対象に関するこれまでの検討会での議論も踏まえ、この規定は存置したいと考えますので、御理解をお願いします。</p> <p>ただし、本規定は、あくまで県内で木材利用を行う場合の基本的考え方を示したものであり、県外での木材利用を想定したものではないことから、県産材の県外への移出・輸出を妨げるものではありません（実際、中間案における第15条第6号では、「県産材の国内外への販路拡大」を県の基本的施策の一つとして掲げています。）。また、県内という地理的範囲においては、生産地にかかわらず県産材を使用することが、ウッドマイレージの考え方にかなうとも考えられます。このような点については、逐条解説（後日、三重県議会ウェブサイトで公開予定）に明記することとします。</p>

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
16	第五条 (市町の責務)	名張市	<p>名張市では、「みえ森と緑の県民税市町交付金」の10の基本枠事業を実施し、森林教育やエネルギー利用などを行っています。</p> <p>三重県においては、令和元年度から市町への「みえ森と緑の県民税市町交付金」の特別枠（公共建物の木造木質化）が、森林環境譲与税の創設によって廃止され（※連携枠となった）、公共建物の木造木質化は主に森林環境譲与税を活用することとされています。</p> <p>令和元年度より森林環境譲与税が創設され、その用途は、間伐等の森林整備を行い森林の多面的機能を高めていくことが主な目的であり、森林が少ない都市部では公共施設への木材利用などに活用できることとなっています。</p> <p>名張市のような森林面積が広い市町は、森林整備を優先しなければいけないため、「公共建築物等において、木材利用に積極的に努める」を市町の責務に加えるのであれば、森林面積が広い市町へは木材利用促進に係る財源措置として「みえ森と緑の県民税市町交付金」の配分枠の増額を検討されたい。</p>	<p>「みえ森と緑の県民税市町交付金」に関する御意見は委員間で共有し、県の森林・林業施策に対する監視・評価など、議員活動の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、中間案における第5条（市町の責務）については、第6条（市町に対する支援）と合わせ、県とともに市町が公共建築物等木材利用促進法で定められている地方公共団体の責務を十全に果たせるよう、第11条として「県と市町との協働」という規定を設けることとします。</p>

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
17	第五条 (市町の責務)	尾鷲市	第5条の見出しについて、条文の中には「実施するよう努める」、「積極的に努める」と規定されており、努力義務であるならば責務ではなく役割でよいのではないか。第4条で県の責務が規定されているため、1つ落とすとしてもよいのではないか。	<p>御意見も踏まえ、県とともに市町が公共建築物等木材利用促進法で定められている地方公共団体の責務を十全に果たせるよう、中間案における第5条（市町の責務）と第6条（市町に対する支援）を合わせて、次のとおり第11条として「県と市町との協働」という規定を設けることとします。</p> <p>（県と市町との協働）</p> <p>第11条 県は、市町が木材利用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに公共建築物等木材利用促進法第四条に規定する責務を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するとともに、その整備する公共建築物等において木材利用に積極的に努めることを求めるものとする。</p> <p>2 県は、市町が実施する木材利用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
18	第五条 (市町の責務)	熊野市	<p>条の見出しを「市町の責務」とされていますが、規定を見るに努力義務を課したものですので、内容に適した見出しとなっていないのではないのでしょうか。</p> <p>なお、規定の内容を責務とする場合には、この条例の目的の達成のために主導的な役割を果たす県当局による財政的・人的な支援、協力等が、さらに強く裏付けされた制度設計となるよう求めます。</p>	
19	第五条 (市町の責務)	伊賀市	都道府県と市町村の条例に優劣関係はない。三重県条例で県下市町の責務を定めるのなら、まずは県下市町と十分な協議を行い、全ての市町の承諾を得た後に定めるといった丁寧な手続きが必要である。一方的に定める場合、実効性が担保されないと考える。	

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
20	第六条 (市町に対する支援)	松阪市	<p>本条例の施行により、市町に対し、さらなる木材利用を責務として求めるのであれば、県として、情報の提供、技術的な助言に留まらず、財政面の支援をお願いしたい。※以下について条文に追記されたい。</p> <p>第六条 県は、市町が実施する木材利用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるとともに、<u>その達成のため必要な財政上の措置を講ずるよう、努めなければならない。</u></p>	<p>「財政上の措置」を条文に明記することについては、他の県条例における市町に対する支援に関する規定との均衡の観点から困難ですが、「その他の必要な措置」の中に財政上の措置も含まれ得ると解されます。ただし、実際にどのような支援が講じられるかは、本条例の制定後、県において、財政事情等も踏まえ判断されることとなります。</p> <p>なお、中間案における第5条（市町の責務）については、第6条（市町に対する支援）と合わせ、県とともに市町が公共建築物等木材利用促進法で定められている地方公共団体の責務を十全に果たせるよう、第11条として「県と市町との協働」という規定を設けることとします。</p>
21	第六条 (市町に対する支援)	伊賀市	<p>県の条例で市町の責務を定めるのなら、その支援は情報提供や技術的助言といった「実態の見えないもの」でなく、「十分な財政支援、人的・労力的支援」といった「目に見える支援」を含めるべきである。</p>	<p>「その他の必要な措置」の中に財政的、人的といった支援措置も含まれ得ると解されますが、実際にどのような支援が講じられるかは、本条例の制定後、県において、財政事情等も踏まえ判断されることとなります。</p>

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
22	第七条 (森林所有者等の責務)	名張市	<p>既に、三重の森林づくり条例第8条で、森林所有者等の責務は、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全に努めるとなっています。</p> <p>名張市においても森林経営に適さない森林が多く、県産材の供給に資することができない状況にあります。また、森林経営管理法においても自ら森林経営管理をできない場合は、市町村へ管理権を委託できることとなっているため、「(仮称) 三重の木づかい条例」においては、第7条の「森林所有者等の責務」は不要で、第8条の「林業事業者の責務」のみの記載でよいのではないかと考えます。</p>	<p>中間案における第7条の「森林所有者等の責務」については、木材利用の推進の前提として、森林所有者等が県産材の供給に大きな役割を果たすことが期待されることから設けているものであり、御理解をお願いいたします。</p> <p>なお、現在、県産材の生産を行っていない森林であっても、バイオマスエネルギー利用のための燃料等を含め、将来県産材の生産が行われる可能性も考えられ、また、隣接する森林で県産材が生産されている場合に県産材の生産を行っていない森林の状況が隣接する森林に影響を及ぼすおそれもあることから、現在、県産材の生産を行っていない森林に係る森林所有者等についても「森林所有者等の責務」の対象としているところです。</p>
23	第十一条 (教育関係者等の責務)	尾鷲市	<p>第11条の見出しについて、条文の中には「積極的に努める」と規定されており、努力義務であるならば責務ではなく役割でよいのではないかと。第4条で県の責務が規定されているため、1つ落としてもよいのではないかと。</p>	<p>本条例と内容が密接に関連する三重の森林づくり条例において、いずれの関係主体についても責務規定が設けられていることとの整合を図るため、本条例においても、いずれの関係主体についても責務規定を設けることとしています。なお、他の県条例においても、本文で「努めるものとする」としつつ、見出しを「責務」としている例は少なくないところです。</p>

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
24	第十一条 (教育関係者等の責務)	尾鷲市	「森林教育の推進に関する活動を行う者との連携に努める」とあるが、前文や目的に掲げた内容を達成するためには、「連携に積極的に努める」とした方がよいのではないか。	教育関係者等は通常のカリキュラムの遂行や課外活動指導、情報教育等の特定分野の教育の推進等で既に多くの負担を抱えていると考えられることから、①森林教育の推進、②森林教育のための人材育成、③他の森林教育の推進に関する活動を行う者との連携については、できるところから少しずつでも取り組んでいただくことを期待し、「努める」という表現を用いています。
25	第十三条 (木材利用方針)	尾鷲市	第 13 条第 2 号第 1 号に「木材利用の推進に関する目標（県が整備する公共建築物における木材利用の目標を除く。）」とあるが、県が行う公共建築物の目標を除くとされているのは何故なのか。他で既設されているのか。	「県が整備する公共建築物における木材利用の目標」については、公共建築物等木材利用促進法第 8 条第 2 項第 2 号において都道府県方針に定める事項として規定されており、木材利用方針に定められることが前提となるため、重複を避けるために中間案における第 13 条第 2 項第 1 号の「木材利用の推進に関する目標」からは除くこととしています。

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
26	第十三条 (木材利用 方針)	いなべ市	<p>知事が目標を設定するのは「県の整備する公共建築物」に限定すべき</p> <p>第13条 「知事が市町（県の公共事業を除く）の木材利用目標を定める」とありますが、評価基準が明らかにならない段階で、勝手に知事に市町の定量的数値目標を決めて頂いては困ります。</p> <p>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下法といいます。）第8条2項に規定されているように、知事が目標を設定するのは「県の整備する公共建築物」に限定すべきで、県の区域内（市町）の公共建築物に関しては基本的事項に止めるべきであります。法律を超えて条例を設定するのであれば、市町長との十分な議論が必要と感じます。</p> <p>法第9条の趣旨からすれば、市町自らが市町方針を定め、目標の設定を促すのが県の役割です。</p>	<p>第2項第1号の「木材利用の推進に関する目標」については、概念としては市町の木材利用も含まれるものですが、県以外の主体による公共建築物以外も含めた木材利用の目標を幅広く定めることを意図するものであり、市町の木材利用に特化した目標を設定することは想定していません。また、あくまでこれは県が施策を実施するに当たっての目標であり、県以外の主体になんらかの義務付けを行おうとするものではありません。</p> <p>なお、第4項の「定量的に定めるよう努めなければならない」対象となるのは、「木材利用方針において定める法第八条第二項第二号の目標」、すなわち「本県が整備する公共建築物における木材の利用の目標」であり、市町を含む県以外の主体に関する目標は、その対象ではありません。</p>

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
27	第十五条 (木材利用の 推進)	尾鷲市	第 15 条では、必要な措置を講ずるよう努めるものを規定しているが、第 1 号から第 3 号までについては、県が主体となる公共建築物は「義務」、その他の者や公共建築物以外は「努力義務」となっており、総花的でないところに具体性を期待する。	本条例では、中間案における第 14 条（県の率先利用）の第 1 項で県が整備する公共建築物において県産材を使用して木造化・木質化を行うことを原則とするとともに、第 15 条（木材利用の推進）の第 1 号から第 3 号までで、県は、①県以外の者が整備する公共建築物における木材利用、②公共建築物以外の建築物における木材利用、③建築物以外の分野における木材利用、それぞれの推進について必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしています。
28	第十五条 (木材利用の 推進)	尾鷲市	第 15 条では、必要な措置を講ずるよう努めるものを規定しているが、第 4 号から第 6 号までについては「措置を講ずる」とできないか。	本条例と内容が密接に関連する三重の森林づくり条例において、県の施策に関する規定がいずれも「努めなければならない」とされていることとの均衡の観点から、本条例においても、中間案における第 15 条（木材利用の推進）をはじめ基本的施策に関する規定は「努めなければならない」という表現としているところで、御理解をお願いします。
29	第十六条 (森林教育、 普及啓発等)	尾鷲市	第 16 条の見出しについて、県が積極的に推進するものとして、もう少し強めに表現できないか。	見出しは、条文の内容を簡潔に表現したものであり、中間案における第 16 条の見出しは、「森林教育、普及啓発等」が適切であると考えます。 ただし、御意見を踏まえ、条文における「森林教育、普及啓発等」を「森林教育、普及啓発等の積極的な実施」に改めることとします。

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
30	第十六条 (森林教育、普及啓発等)	尾鷲市	「気運の醸成に努めなければならない」とあるが、次世代に向けた「教育」×「人材育成」は、最も重要な事項と考えられるため、「努力義務」から「責務」にできないか。	本条例と内容が密接に関連する三重の森林づくり条例において、県の施策に関する規定がいずれも「努めなければならない」とされていることとの均衡の観点から、本条例においても、中間案における第16条（森林教育、普及啓発等）をはじめ基本的施策に関する規定は「努めなければならない」という表現としているところですので、御理解をお願いします。
31	第十六条 (森林教育、普及啓発等)	いなべ市	条例第16条「森林教育、普及啓発等」は何の普及啓発か分かり難く、「森林教育の普及啓発」か「森林教育、木材利用の普及啓発」どちらでしょうか？	「森林教育、普及啓発等」は、「木材利用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運の醸成」を図るための手段の例示として「森林教育」と「普及啓発」を挙げているものであり、普及啓発の対象は木材利用の推進です。 なお、「森林教育、普及啓発等」の「等」としては、木材利用の推進に関する県民及び事業者からの相談対応や県民運動の促進などを想定しています。
32	第十八条 (体制の整備)	尾鷲市	「部局の枠を超えて総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。」とあるが、県としての体制づくりは「努める」ではなく「する」としてほしい。	御意見も踏まえ、中間案における第18条（体制の整備）の規定については、「第3章 基本的施策」の規定と合わせて、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改めることとします。

No.	該当箇所	提出市	意見の概要	当検討会の考え方（案）
33	第十八条 (体制の整備)	いなべ市	<p>条例第 18 条 2 項、「…施策を部局の枠を超えて…」部外者には分かり難く、また、そこまで書き込む必要があるほど県組織は硬直化しているのでしょうか？</p> <p>書き込むとすれば 「…県組織の枠を超えて…」 もしくは削除した方が分かり易いと感じます。</p>	<p>中間案における第 18 条第 2 項の規定は、県庁内の推進体制の強化を図ることを目的に設けることとしたものです。</p> <p>「部局の枠を超えて」という表現は、中央省庁等改革基本法第 29 条第 2 号の「府省の枠を超えて」という表現を参考にしたものですが、御意見を踏まえ、また、教育委員会等の行政委員会や警察本部が含まれることを明確にするため、「県の部局等の枠を超えて」に改めることとします。</p>
34	附則	いなべ市	<p>附則によると、条例第 13 条の規定のみ 10 月からの施行となっており、「木材利用方針」は令和 3 年 10 月 1 日の策定を想定されていると思われます。しかし、令和 3 年 4 月 1 日の条例施行段階において木材利用方針は存在しておらず、条例第 14 条 1 項に矛盾が生じます。</p>	<p>御指摘のとおり、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間は、中間案における第 13 条の規定に基づく「木材利用方針」が存在せず、中間案における第 14 条第 1 項の規定の施行に支障が生ずる状態でしたので、当該期間における同条の適用については、「木材利用方針」を、そのベースとなる「公共建築物等木材利用促進法第 8 条第 1 項の規定に基づく県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」（既存の「みえ公共建築物等木材利用方針」）と読み替えるための経過措置の規定を附則に設けることとします。</p>